

目 次

条 例

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

津市行政組織条例の一部を改正する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

規 則

平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

津市議会の議院その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

自動車臨時運行許可標識の無効

津都市計画下水道の変更に係る決定

平成22年産麦に適用する共済掛金率等

議決を経た予算の公表

公 告

犬の抑留

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更

津市農業振興地域整備計画の変更

犬の抑留

犬の抑留

平成21年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額

犬の抑留

開発行為に関する地位の承継の承認の取消し

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

教育委員会規則

就学等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会告示

教育委員会の招集

監査委員告示

監査結果に係る措置報告の公表

農業委員会告示

農地法第3条第2項第5号の下限面積に代わるべき面積

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 45 号

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、障害者支援多機能型事業所（以下「事業所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害者の福祉の向上を図るため、法第 5 条第 6 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第 15 項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う施設として、事業所を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
たるみ作業所	津市垂水 1300 番地
まつぼっくり作業所	津市香良洲町 5722 番地
むくの木ワーク	津市芸濃町棕本 6141 番地 1
コスモス作業所	津市一志町井関 141 番地
はくさん作業所	津市白山町八対野 975 番地

(事業)

第 4 条 事業所においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活介護に関すること（まつぼっくり作業所を除く。）。(2) 就労継続支援に関すること。

(3) その他第2条に規定する事業所の設置の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業のほか、たるみ作業所、むくの木ワーク、コスモス作業所及びはくさん作業所においては、日中一時支援事業を行う。

(使用資格)

第5条 事業所を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第22条第5項に規定する受給者証の交付を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置（以下「措置」という。）に係る者
- (3) その他市長が必要と認める者

(指定管理者による管理)

第6条 事業所の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業に係る業務
- (2) 事業所の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い事業所の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の管理に係る事業計画書
- (2) 事業所の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、

議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業所の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 事業所の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 事業所の管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 第14条第1項に規定する利用料金の収入の実績
- (3) 事業所の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第12条 市長は、事業所の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(利用料金)

第14条 事業所において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、同条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算

定した額（同条第5項の規定により、本市が、当該指定障害福祉サービスを受けた者に代わり、当該指定障害福祉サービスに係る介護給付費を指定管理者に支払う場合には、当該介護給付費の額を除く。）の事業所の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、災害その他特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（使用の停止）

第16条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業所の使用を停止するものとする。

(1) 措置の解除、停止又は変更があったとき。

(2) その他指定管理者が使用者の使用を停止する必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第17条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第18条 指定管理者又は使用者その他事業所を利用する者が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市

条例第 1 3 1 号)

(2) 津市知的障害者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 2 号）

（経過措置）

3 市長は、この条例の施行の日前においても、事業所に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 46 号

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき、公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、区域外流入に係る受益者分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(区域外流入)

第 2 条 この条例において「区域外流入」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により本市が事業の認可を受けた区域以外の区域から、本市の公共下水道の排水施設に汚水を流入させることをいう。

(受益者)

第 3 条 この条例において「受益者」とは、区域外流入の対象となる土地（以下「受益地」という。）の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(受益者の分担金の額)

第 4 条 受益者が負担する分担金の額の決定については、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202 号。以下「負担金条例」という。）第 4 条の規定を準用する。この場合において、受益地から接続する排水施設が存する負担金条例別表第 1 及び別表第 2 に規定する負担区の区分に応じて分担金の額を算出するものとする。

(区域外流入の許可)

第5条 区域外流入をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、第4条の規定により算出した分担金の額を定め、これを受益者に賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(一括納付報奨金)

第7条 市長は、前条第3項ただし書の規定により受益者が一括納付したときは、当該受益者に一括納付報奨金を交付するものとする。

(分担金の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、その状況により特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。

(分担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(4) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第6条第1項の賦課の日後、受益者に変更があった場合において、

当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、同項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促及び督促手数料)

第11条 第6条第2項の納期限までに分担金を納付しない者があるときは、市長は、納期限後20日以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

3 第1項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第12条 受益者は、納期限後にその分担金を納付する場合において当該納付金額が2,000円以上であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の4の2第5項の規定を準用する。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、受益者が分担金をその納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に区域外流入を行い、その接続の際、第4条に定める分担金の相応額を納付した受益者は、この条例の規定により分担金を納付した者とみなす。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

津市長 松 田 直 久

津市条例第47号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、コミュニティバスの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 日常生活に必要な交通手段を確保し、住民の福祉向上を図るため、コミュニティバスを設置する。

(路線)

第3条 コミュニティバスの路線は、次のとおりとする。

- (1) 久居地域 稲葉ルート、稲葉ふれあい会館ルート、~~(2)~~原ルート、野村ルート、桃園ルート
- (2) 河芸地域 河芸循環北ルート、河芸循環南ルート
- (3) 芸濃地域 芸濃循環明ルート、芸濃循環安西ルート、芸濃循環雲林院ルート、芸濃循環河内ルート
- (4) 美里地域 辰水ルート、長野・高宮ルート
- (5) 安濃地域 明合ルート、安濃ルート、草生ルート、村主ルート
- (6) 一志地域 川合ルート、高岡ルート
- (7) 白山地域 城立・福田山ルート、竹原ルート、白山循環三ヶ野ルート
- (8) 美杉地域 川上ルート、丹生俣ルート、美杉循環ルート

(使用料)

第4条 コミュニティバスを使用する者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2により算出した使用料を納付しなければならない。

2 市長は、定期的にコミュニティバスを利用する者のために、定期乗車券を発行する。

3 定期乗車券の使用料は、別表第3のとおりとする。

(回数乗車券)

第5条 市長は、使用者の利便を図るため、回数乗車券を発行することができる。

2 回数乗車券は、12枚を1組とし、その種類及び金額は、別表第4のとおりとする。

(使用料の徴収)

第6条 使用料は、コミュニティバスの使用を終えた際（定期乗車券による使用の場合にあっては、定期乗車券を交付する際）に、その使用者から徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、コミュニティバスの使用を拒絶し、又は途中下車させることができる。

(1) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条及び第53条に規定する事項を遵守しない者

(2) 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の使用者の迷惑となるおそれのある者

(3) 付添人を伴わない重病者

(4) その他コミュニティバスの運行に支障を来すおそれのある者

(損害賠償の義務)

第10条 使用者が、故意又は過失によりコミュニティバスを損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者に対する指示)

第11条 市長は、コミュニティバスの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し指示をすることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項、第5条から第8条まで、第12条、別表第3並びに別表第4の規定は、同年3月1日から施行する。

(芸濃町コミュニティーバス設置条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 芸濃町コミュニティーバス設置条例（平成15年芸濃町条例第1号）
- (2) 美里村営コミュニティーバス運行に関する条例（平成15年美里村条例第1号）
- (3) 白山町町民バス運行に関する条例（平成10年白山町条例第1号）
- (4) 美杉村営バスの設置及び管理に関する条例（平成4年美杉村条例第9号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に廃止前の芸濃町コミュニティーバス設置条例、美里村営コミュニティーバス運行に関する条例、白山町町民バス運行に関する条例又は美杉村営バスの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

久居地域、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域、一志地域及び白山地域を運行する路線の使用料

区分	使用料
中学生以上	200 円
小学生	100 円
乳幼児	無料
〔備考〕	
1 次の各号のいずれかの手帳の交付を受けている者（その者を介護するために同乗する者を含む。）が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額とする。	
(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳	
(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳	
(3) 知的障害者に係る療育手帳	
2 美杉地域を運行する路線から白山地域を運行する路線に乗り継いだ場合の使用料は、無料とする。	
3 目的地に向かうため、同一地域内の他の路線へ乗り継ぐ場合の当該他の路線の使用料は、無料とする。	

別表第 2（第 4 条関係）

美杉地域を運行する路線の使用料

区分		使用料
中学生以上	乗車距離が 8 km 未満の場合	2 0 0 円
	乗車距離が 8 km 以上 1 3 km 未満の場合	3 0 0 円
	乗車距離が 1 3 km 以上 1 8 km 未満の場合	4 0 0 円
	乗車距離が 1 8 km 以上 2 3 km 未満の場合	5 0 0 円
	乗車距離が 2 3 km 以上 2 8 km 未満の場合	6 0 0 円
	乗車距離が 2 8 km 以上の場合	7 0 0 円
小学生	乗車距離が 8 km 未満の場合	1 0 0 円
	乗車距離が 8 km 以上 1 3 km 未満の場合	1 5 0 円
	乗車距離が 1 3 km 以上 1 8 km 未満の場合	2 0 0 円
	乗車距離が 1 8 km 以上 2 3 km 未満の場合	2 5 0 円
	乗車距離が 2 3 km 以上 2 8 km 未満の場合	3 0 0 円
	乗車距離が 2 8 km 以上の場合	3 5 0 円
乳幼児		無料
〔備考〕 1 次の各号のいずれかの手帳の交付を受けている者（その者を介護するために同乗する者を含む。）が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額（1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。 (1) 身体障害者福祉法第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳 (3) 知的障害者に係る療育手帳 2 白山地域を運行する路線から乗り継いだ場合の使用料は、中学生以上にあつては 2 0 0 円を、小学生にあつては 1 0 0 円（1 に該当する者は、中学生以上にあつては 1 0 0 円、小学生にあつては 5 0 円）を減じた額とする。 3 乗車距離は、乗車地から降車地までが最短の距離となるルートとの距離とする。 4 目的地に向かうため、美杉地域内の他の路線へ乗り継ぐ場合の当該他の路線の使用料は、無料とする。		

別表第3（第4条関係）

定期乗車券

区分			使用料
中学生以上	200円区間	1箇月	5,000円
		3箇月	14,000円
	300円区間	1箇月	7,000円
		3箇月	19,000円
	400円区間	1箇月	10,000円
		3箇月	28,000円
	500円以上の区間	1箇月	12,000円
		3箇月	34,000円
小学生	100円区間	1箇月	2,500円
		3箇月	7,000円
	150円区間	1箇月	3,500円
		3箇月	9,500円
	200円区間	1箇月	5,000円
		3箇月	14,000円
	250円以上の区間	1箇月	6,000円
		3箇月	17,000円

〔備考〕

次の各号のいずれかの手帳の交付を受けている者（その者を介護するために同乗する者を含む。）が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳

(3) 知的障害者に係る療育手帳

別表第4（第5条関係）

回数乗車券の種類	単位	金額
10円券	1組	100円
50円券	1組	500円
100円券	1組	1,000円
200円券	1組	2,000円
300円券	1組	3,000円
400円券	1組	4,000円
500円券	1組	5,000円
600円券	1組	6,000円
700円券	1組	7,000円

津市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 48 号

津市行政組織条例の一部を改正する条例

津市行政組織条例（平成 18 年津市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（室を含む。以下同じ。）」を削り、同条の表中「防災危機管理室」を「危機管理部」に、「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改める。

第 2 条第 2 号中「防災危機管理室」を「危機管理部」に改め、同条第 5 号中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改め、同条第 13 号を次のように改める。

(13) 下水道部

下水道に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（津市文化振興条例の一部改正）

2 津市文化振興条例（平成 18 年津市条例第 246 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 6 項中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改める。

（津市生涯学習スポーツ審議会条例の一部改正）

3 津市生涯学習スポーツ審議会条例（平成 18 年津市条例第 277 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改める。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 49 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年津市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 16 条中「、第 46 条及び第 46 条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第 46 条」に改める。

(津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例（平成 18 年津市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 50 号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「、処理区域内においては」を削る。

第 30 条第 1 項中「処理区域内の」を「市長は、」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 51 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202
号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する土地については、負担金を徴収しないもの
とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供する土地
- (2) 津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例（平成 21 年
津市条例第 号）の規定により、分担金を賦課された土地

第 11 条の見出しを「（督促及び督促手数料）」に改め、同条に次の 1 項を
加える。

- 3 第 1 項の規定により督促状を発した場合は、督促状 1 通につき 80 円の督
促手数料を徴収する。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（延滞金）

第 12 条 受益者は、納期限後にその負担金を納付する場合において当該納付
金額が 2,000 円以上であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日
から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額（1,000 円未満の端数が
あるときは、これを切り捨てる。）につき年 14.5 パーセント（当該納期
限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.25 パーセン
ト）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなけ
ればならない。

- 2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第5項の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 市長は、受益者が負担金をその納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

津市長 松 田 直 久

津市条例第52号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表津市川口公民館の項中「2041番地1」を「1968番地」に改める。

附 則

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 53 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 プールの部津市白山ハツ山プールの項及び弓道場の部を削る。

別表第 33 を次のように改める。

別表第 3 3 (第 6 条関係)

津球場公園内野球場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

使用区分				使用料	
施設	野球場	入場料等を徴収しない場合		1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	2,000
		入場料等を 徴収する場 合	アマチュアス ポーツのため 使用する場合	1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	4,000
			その他の場合	1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	12,000
		夜間照明	半灯	3 0 分（3 0 分未 満は、3 0 分とす る。）当たり	2,000
			全灯	3 0 分（3 0 分未 満は、3 0 分とす る。）当たり	3,000
設備 器具	スコアボード	操作盤による使用の場合		一式	2,000
		送信機による使用の場合		一式	1,000
	放送設備			一式	1,000
	冷暖房			1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	500
	シャワー			1 人 1 回につき	100

〔備考〕

1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。

3 平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の使用料は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 1, 0 0 0 円（市外の者が使用する場合にあっては、2, 0 0 0 円）とする。

別表第40を次のように改める。

別表第40（第6条関係）

津市安濃中央総合公園内野球場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

使用区分				使用料	
施設	野球場	入場料等を徴収しない場合		1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	2,000
		入場料等を 徴収する場 合	アマチュアス ポーツのため 使用する場合	1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	4,000
			その他の場合	1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	12,000
		夜間照明	半灯	3 0 分（3 0 分未 満は、3 0 分とす る。）当たり	2,000
			全灯	3 0 分（3 0 分未 満は、3 0 分とす る。）当たり	3,000
設備 器具	放送設備			一式	1,000
	冷暖房			1 時間（1 時間未 満は、1 時間とす る。）当たり	500
	シャワー			1 人 1 回につき	100
〔備考〕					
1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、 優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について 直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。					
2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額と する。					
3 平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を 使用する場合の使用料は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 1, 0 0 0 円（市外の者が使用する場合にあっては、2, 0 0 0 円）とす る。					

別表第49を削り、別表第48を別表第49とし、別表第41から別表第47までを1表ずつ繰り下げ、別表第40の次に次の1表を加える。

別表第 4 1 (第 6 条関係)

津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	
多目的グラウンド	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 当たり	1,000
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。		

附 則

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 54 号

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表津市中消防署の項中「、垂水、藤方、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南が丘三丁目、南が丘四丁目、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、高茶屋一丁目、高茶屋二丁目、高茶屋三丁目、高茶屋四丁目、高茶屋五丁目、高茶屋六丁目、高茶屋七丁目、高茶屋小森上野町、高茶屋小森町、雲出伊倉津町、雲出鋼管町、雲出島貫町、雲出長常町、雲出本郷町、美里町五百野、美里町足坂、美里町三郷、美里町南長野、美里町北長野、美里町平木、美里町桂畑、美里町家所、美里町穴倉、美里町高座原、美里町日南田、美里町船山、美里町草生」及び「、香良洲町」を削り、同表津市久居消防署の項中「久居東鷹跡町」を「垂水、藤方、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南が丘三丁目、南が丘四丁目、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、高茶屋一丁目、高茶屋二丁目、高茶屋三丁目、高茶屋四丁目、高茶屋五丁目、高茶屋六丁目、高茶屋七丁目、高茶屋小森上野町、高茶屋小森町、雲出伊倉津町、雲出鋼管町、雲出島貫町、雲出長常町、雲出本郷町、久居東鷹跡町」に、「一志町井生、一志町大仰、一志町石橋、一志町井関、一志町波瀬、一志町八太、一志町片野、一志町小山、一志町其村、一志町庄村、一志町小戸木、一志町新沢田、一志町平生、一志町虹が丘、一志町みのりヶ丘、一志町高野、一志町田尻、一志町日置、一志町其倉」を「美里町五百野、美里町足坂、美里町三郷、美里町南長野、美里町北長野、美里町平木、美里町桂畑、美里町家所、美里町穴倉、美里町高座原、美里町日南田、美里町船山、美里町草生、香良洲町」に改め、同表津市白山消防署の項中「白

山町南家城」を「一志町井生、一志町大仰、一志町石橋、一志町井関、一志町波瀬、一志町八太、一志町片野、一志町小山、一志町其村、一志町庄村、一志町小戸木、一志町新沢田、一志町平生、一志町虹が丘、一志町みのりヶ丘、一志町高野、一志町田尻、一志町日置、一志町其倉、白山町南家城」に改める。

附 則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 55 号

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市消防団条例（平成 18 年津市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 消防団の名称は、津市消防団とし、その所管区域は、本市の区域全域とする。

第 3 条中「次のとおり」を「2, 287 人」に改め、同条の表を削る。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条第 1 項及び第 2 項第 1 号中「団員」を「基本団員」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 14 条とする。

3 機能別団員には、年額 7, 000 円の報酬を支給する。

第 12 条を第 13 条とし、第 6 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条第 3 号中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（団員の種類）

第 4 条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外のすべての団員とする。

3 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務を処理する団員とする。

別表第 1 中「第 13 条関係」を「第 14 条関係」に、

副団長	79, 000 円
-----	-----------

を

副団長	方面団長	89,000円
	方面副団長	79,000円

改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第14条関係」を「第15条関係」に、

「教育及び訓練に出動した場合」を

「教育及び訓練に出動した場合又は
消防団に関する会議に出席した場合」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市消防団条例に規定する団員である者は、この条例による改正後の津市消防団条例第4条に規定する基本団員とみなす。

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 56 号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成 18 年津市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「10 人」を「9 人」に改める。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中において委員を選任する必要があるときは、議長が指名することができる。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙において選出される議員の任期が始まる日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

津市長 松田直久

津市規則第39号

平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年津市規則第271号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 切替日以降に平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第4条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（前条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第1号中「相当する額」の次に「（津市職員の給与に関する条例及び津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年津市条例第44号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第2号中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第3号ア中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第4号中「応じた額」の次に「に100分の99.76を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.76を乗じて得た額」に改める。

第5条第1項中「、市長」を「市長」に、「額)」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、「なるもの」の次に「（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月24日

津市長 松 田 直 久

津市規則第40号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成18年津市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員である者

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

津市告示第 2 5 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
7 1 6 0 6 3 8	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	平成 2 1 年 1 2 月 4 日
8 1 6 0 0 4 9	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	平成 2 1 年 1 2 月 7 日

下記の者の平成21年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

平成21年12月18日

記

[illegible]

oo ooo	oo
--------	----

津市告示第257号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成21年12月21日

津市長 松田直久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び番号標	許可年月日	無効となった日
三重13-65津	平成20年6月4日	平成21年12月11日

津市告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成21年12月21日

津市長 松 田 直 久

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 都市計画の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市告示第 259 号

平成 22 年産の麦に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第 37 条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

平成 21 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

農作物共済（麦）共済掛金率一覧表

農作物共済の法的種類 農作物共済の法的種類等	農作物共済の種類別	法第107条第4項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額 (円/kg)				共済率	共済金	加入者共済率	加負担率
			対象農業者地	その他の耕地	ビール用	種子用				
麦類	法第106条第1項に定める額共済とする農作物共済	100分の30	1	危険設定額と出た平成20年産の麦の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	68	42	—	144	9.8434	636053
			2	要領により算出した平成20年産の麦の平均が8.0%以上の農作物共済加入者	68	42	—	144	8.9144	198494
			3	要領により算出した平成20年産の麦の平均が3.0%以上の農作物共済加入者	68	42	—	144	7.6673	611157

100分の40	4	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	6.1632.902773
	5	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	5.4692.575899
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	68	42	—	144	7.2913.434061
	1	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	68	42	—	144	7.2173.449726
	2	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	6.5363.124208
	3	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	5.6222.687316

	20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	68	42	-	144	4.519	2.1600 82
4	要領により算出した平成10年産からの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	68	42	-	144	4.010	1.9167 80
5	要領により算出した平成10年産からの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	68	42	-	144	5.346	2.5553 88
100分の50	1 要領により算出した平成10年産での麦の被害率が10.0%以上の農作物共済加入者	68	42	-	144	4.890	2.4009 90
	2 要領により算出した平成10年産からの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加	68	42	-	144	4.428	2.1741 48

法 106 条 1 第 号 規 す	100 分 の 20	3	入 者 要 領 に よ り 算 出 し た 成 平 20 年 産 ま で の 麦 の 被 害 率 の 平 均 が 3.0% 以 上 8.0% 未 満 の 農 作 物 共 済 加 入 者	68	42	—	144	3.809	1.8702 19
		4	入 者 要 領 に よ り 算 出 し た 成 平 20 年 産 ま で の 麦 の 被 害 率 の 平 均 が 0.001% 以 上 3.0% 未 満 の 農 作 物 共 済 加 入 者	68	42	—	144	3.062	1.5034 42
		5	入 者 要 領 に よ り 算 出 し た 成 平 20 年 産 ま で の 麦 の 被 害 率 の 平 均 が 0.001% 未 満 の 農 作 物 共 済 加 入 者	68	42	—	144	2.717	1.3340 47
			平 成 21 年 産 の 麦 以 後 新 た に 共 済 関 係 の 存 す る こ と と な る 者	68	42	—	144	3.622	1.7784 02
		1	入 者 要 領 に よ り 算 出 し た 成 平 20 年 産 ま で の 麦 の 被 害 率 の 平 均 が 10.0% 以 上 者	68	42	—	144	10.825	5.0788 01
		2	入 者 要 領 に よ り 算 出 し た 成 平 20 年 産 ま で の 麦 の 被 害 率 の 平 均 が 10.0% 以 上 者	68	42	—	144	9.807	4.5994 83

額共金とる作共
金を済額す農物済

	20年産までの麦の 被害率の平均が8.0%以上 10.0%未満の農作物共済加 入者								
3	要領により算出した 平成10年産から平成 20年産までの麦の 被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加 入者	68	42	—	144	8.435	3.956	15	
4	要領により算出した 平成10年産から平成 20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加 入者	68	42	—	144	6.780	3.179	20	
5	要領により算出した 平成10年産から平成 20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%未満の 農作物共済加入者	68	42	—	144	6.017	2.821	73	
	平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者	68	42	—	144	8.021	3.761	49	
100 分の 30	要領により算出した 平成10年産から平成 20年産までの麦の被 害率の平均が10.0% 以上の農作物共済加 入者	68	42	—	144	6.927	3.318	33	

入 者									
2	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	6.2733.004767			
3	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	5.3962.584684			
4	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	4.3372.077423			
5	要領により算出した平成10年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	3.8491.843671			
	平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	68	42	—	144	5.1312.457749			
100 1	要領により算出した	68	42	—	144	4.1812.0821			

分の40	平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者								38
2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	3.786	1.885428		
3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	3.257	1.621986		
4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	2.618	1.303764		
5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	2.323	1.156854		

法 106 条	第 1 項	第 3 号	規定する金を 済額する農作物 共済	100 分の 10	平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者	68	42	—	144	3.097	1.5423 06
第 106 条	第 1 項	第 3 号	規定する金を 済額する農作物 共済	100 分の 10	1 要領により算出した平成 20年産の平均が10.0% 被害率以上の農作物共済加 入者	68	42	—	144	3.097	1.5423 06
					2 要領により算出した平成 20年産の平均が8.0%以上 被害率の農作物共済加 入者	68	42	—	144	13.496	2607 52
					3 要領により算出した平成 20年産の平均が3.0%以上 被害率の農作物共済加 入者	68	42	—	144	11.605	3847 20
					4 要領により算出した平成 20年産の平均が0.001%以上 被害率の農作物共済加 入者	68	42	—	144	9.329	4.3286 56
					5 要領により算出した平成 20年産の平均が0.001%以上 被害率の農作物共済加 入者	68	42	—	144	8.2783	8409 92

100分の20		20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者							
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	68	42	—	144	11.035.12076		
	1	要領により算出した平成20年産の平均が10.0%以上入	68	42	—	144	10.294.83957		
	2	要領により算出した平成20年産の平均が8.0%以上被害率の平均が10.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	9.3254.382750		
	3	要領により算出した平成20年産の平均が3.0%以上被害率の平均が8.0%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	8.0203.769400		
	4	要領により算出した平成20年産の平均が0.001%以上被害率の平均が3.0%未満の農作物共済加入	68	42	—	144	6.4473.030090		

[illegible]

第150条の3第1項に定める額	100分の90	平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者							52
		5 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	68	42	—	144	3.631	1.746511	
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	68	42	—	144	4.841	2.328521	
		1 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	—	—	—	144	13.975	6.484400	
第150条の3第1項に定める額		2 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	12.656	5.872384	
		3 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上の農作物共済加入者	—	—	—	—	10.886	5.051104	

	8.0%未満の農作物共済加入者								
4	要領により算出した平成10年産までの被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	8.7504	4.060000		
5	要領により算出した平成10年産までの被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	7.7653	3.602960		
	平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	—	—	—	—	10.352	4.803328		
100分の80	1 要領により算出した平成10年産までの被害率の平均が10.0%以上入者	—	—	—	—	9.5044	4.476384		
	2 要領により算出した平成10年産までの被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	8.6074	0.53897		

100分の70	3	要領により算出した平成20年産の麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	7.4033.486813
	4	要領により算出した平成20年産の麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	5.9512.802921
	5	要領により算出した平成20年産の麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	5.2812.487351
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	—	—	—	—	7.0403.315840
	1	要領により算出した平成20年産の麦の被害率の平均が10.0%以上農作物共済加入者	—	—	—	—	6.9733.340067
	2	要領により算出した平成20年産の麦の被害率の平均が10.0%以上農作物共済加入者	—	—	—	—	6.3153.024885

表 2 麦 類	法 第 106 条 第 1 項 第 1 号 に 100 分 の 30 100 分	被害率の平均が8.0%以上 10.0%未満の農作物共済加 入 者								
			3	要領により算出した平成 20年産までの麦の 被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加入 者	—	—	—	—	5.4312.6014 49	
			4	要領により算出した平成 20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加入 者	—	—	—	—	4.3662.0913 14	
			5	要領により算出した平成 20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%未満の 農作物共済加入者	—	—	—	—	3.8741.8556 46	
				平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者	—	—	—	—	5.1652.4740 35	
					60	37	73	138	7.2913.4340 61	
					60	37	73	138	5.3462.5553 88	

[illegible]

106 条 1 第 3 項 3 に定める額共金とする作共	分の 10							6	04
106 条 1 第 3 項 3 に定める額共金とする作共	100 分の 20		60	37	73	138	7.6273.584690		
106 条 1 第 3 項 3 に定める額共金とする作共	100 分の 30		60	37	73	138	4.8412.328521		
法 150 条 3 3 1 に定める額共金と	100 分の 90		—	—	—	—	10.354.803328		
法 150 条 3 3 1 に定める額共金と	100 分の 80		—	—	—	—	7.0403.315840		
法 150 条 3 3 1 に定める額共金と	100 分の 70		—	—	—	—	5.1652.474035		

[illegible]

る額共金とる作共 す金を済額す農物済	30 100分の40					68	41	—	112	3.097	1.5423 06
法106条1第3項3に定る額共金とる作共	100分の10					68	41	—	112	11.036	5.1207 04
法106条1第3項3に定る額共金とる作共	100分の20					68	41	—	112	7.6273	5.5846 90
法106条1第3項3に定る額共金とる作共	100分の30					68	41	—	112	4.8412	3.3285 21
法150	100分					—	—	—	—	10.352	4.8033 28

4 麦類	法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の30	77	50	147	7.2913.434061	5.1652.474035
	法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の40	77	50	147	5.3462.555388	7.0403.315840
	法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の50	77	50	147	3.6221.778402	7.0403.315840
	法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の70	77	50	147	3.6221.778402	7.0403.315840
法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の80	77	50	147	3.6221.778402	7.0403.315840	7.0403.315840
法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の90	77	50	147	3.6221.778402	7.0403.315840	7.0403.315840
法の第106条第1項に定める額を共同で負担する農作物	100分の100	77	50	147	3.6221.778402	7.0403.315840	7.0403.315840

[illegible]

表 5 類	額 共 金 と る 作 共 金 を 済 額 す 農 物 済	100 分 の 30			77	50	—	147	4.8412.3285 21
	法 第 150 条 3 3 1 に 定 る 額 共 金 と る 作 共	100 分 の 90			—	—	—	—	10.354.8033 28
	法 第 150 条 3 3 1 に 定 る 額 共 金 と る 作 共	100 分 の 80			—	—	—	—	7.0403.3158 40
	法 第 150 条 3 3 1 に 定 る 額 共 金 と る 作 共	100 分 の 70			—	—	—	—	5.1652.4740 35
	法 第 106 条 1	100 分 の 30			—	—	—	—	7.2913.4340 61

100分の40						—	—	5.3462.555388	
100分の50						—	—	3.6221.778402	
100分の20						—	—	8.0213.761849	
100分の30						—	—	5.1312.457749	
100分の40						—	—	3.0971.542306	

第106条第1項第3号規す金を濟額す農物濟	100分の10	—	—	—	—	11.035.1207 6 04	
第150条331に定	100分の90	—	—	—	—	7.6273.5846 90	
	100分の30	—	—	—	—	4.8412.3285 21	
	100分の80	—	—	—	—	10.354.8033 2 28	
		—	—	—	—	7.0403.3158 40	

金を済額す農物共済 額共金とる作共済	100 分の 70		—	—	5.1652.4740 35
-------------------------------	--------------------------	--	----------	----------	---------------------------

注 対象農業者とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に
 関する法律（平成18年法律第88
 号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付を
 申請するものであって、同法第2条
 第2項各号に掲げる者が耕作の業務を営む者が耕作の業務を営む耕地をいい、その
 他

津市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成21年10月21日に専決処分した予算の要領及び平成21年12月21日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成21年12月28日

津市長 松田直久

- 1 平成21年10月21日に専決処分した予算
 - (1) 平成21年度津市一般会計補正予算（第4号）
 - (2) 平成21年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成21年12月21日に議決を経た予算
 - (1) 平成21年度津市一般会計補正予算（第5号）
 - (2) 平成21年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）
 - (3) 平成21年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - (4) 平成21年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - (5) 平成21年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 - (6) 平成21年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
 - (7) 平成21年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - (8) 平成21年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - (9) 平成21年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 - (10) 平成21年度津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - (11) 平成21年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度津市一般会計補正予算（第4号）

平成21年度津市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,231,512千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,907,413	1,000	1,908,413
	1 分 担 金	83,373	1,000	84,373
19 繰 入 金		4,103,290	242,300	4,345,590
	2 基 金 繰 入 金	4,102,990	242,300	4,345,290
歳 入 合 計		96,988,212	243,300	97,231,512

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14 災 害 復 旧 費			243,300	243,300
	1 農林水産業施設災害復旧費		156,800	156,800
	2 土木施設災害復旧費		86,000	86,000
	3 厚生労働施設災害復旧費		500	500
歳 出 合 計		96,988,212	243,300	97,231,512

平成21年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ990,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 345,234	千円 500	千円 345,734
	1 一般会計繰入金	345,234	500	345,734
歳入合計		989,589	500	990,089

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 災害復旧費		千円	千円 500	千円 500
	1 簡易水道施設災害復旧費		500	500
歳出合計		989,589	500	990,089

平成21年度津市一般会計補正予算（第5号）

平成21年度津市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,754,386千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,985,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,908,413	73,142	1,981,555
	1 分担金	84,373	70,785	155,158
	2 負担金	1,824,040	2,357	1,826,397
15 国庫支出金		9,837,871	1,128,212	10,966,083
	1 国庫負担金	5,875,709	719,463	6,595,172
	2 国庫補助金	3,903,506	408,749	4,312,255
16 県支出金		4,968,722	255,907	5,224,629
	1 県負担金	2,549,786	85,025	2,634,811
	2 県補助金	1,756,739	170,882	1,927,621
17 財産収入		228,016	6,471	234,487
	1 財産運用収入	193,160	6,471	199,631
19 繰入金		4,345,590	844,708	5,190,298
	2 基金繰入金	4,345,290	844,708	5,189,998
21 諸収入		1,467,160	8,546	1,475,706
	5 雑入	780,129	8,546	788,675
22 市債		7,943,500	437,400	8,380,900
	1 市債	7,943,500	437,400	8,380,900
歳入合計		97,231,512	2,754,386	99,985,898

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		586,880	△7,520	579,360
	1 議 会 費	586,880	△7,520	579,360
2 総 務 費		13,288,595	969,105	14,257,700
	1 総 務 管 理 費	10,649,847	721,073	11,370,920
	2 徴 税 費	1,484,697	258,142	1,742,839
	3 戸籍住民基本台帳費	531,203	△17,251	513,952
	4 選 挙 費	481,687	△2,340	479,347
	5 統 計 調 査 費	53,078	△67	53,011
	6 監 査 委 員 費	88,083	9,548	97,631
3 民 生 費		27,181,170	470,734	27,651,904
	1 社 会 福 祉 費	13,280,888	294,119	13,575,007
	2 児 童 福 祉 費	10,155,244	△10,679	10,144,565
	3 生 活 保 護 費	3,736,486	187,294	3,923,780
4 衛 生 費		8,382,200	224,762	8,606,962
	1 保 健 衛 生 費	2,061,442	219,589	2,281,031
	2 斎 場 費	122,981	△232	122,749
	3 環 境 費	649,173	52,861	702,034
	4 清 掃 費	5,071,758	△47,456	5,024,302
6 農 林 水 産 業 費		2,814,339	13,564	2,827,903
	1 農 業 費	2,440,766	△24,218	2,416,548
	2 林 業 費	262,787	41,407	304,194
	3 水 産 業 費	110,786	△3,625	107,161
7 商 工 費		2,049,431	△16,904	2,032,527
	1 商 工 費	2,049,431	△16,904	2,032,527
8 土 木 費		13,726,084	△120,403	13,605,681
	1 土 木 管 理 費	376,413	12,423	388,836
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,394,635	35,355	3,429,990
	3 河 川 費	747,347	6,936	754,283
	5 都 市 計 画 費	8,505,231	△157,448	8,347,783
	6 住 宅 費	636,655	△17,669	618,986
9 消 防 費		4,082,803	△56,743	4,026,060
	1 消 防 費	4,082,803	△56,743	4,026,060
10 教 育 費		10,473,563	△241,767	10,231,796
	1 教 育 総 務 費	1,650,438	337	1,650,775
	2 小 学 校 費	3,450,766	△94,334	3,356,432

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 中 学 校 費	1,267,918	△6,790	1,261,128
	4 幼 稚 園 費	1,736,025	△45,687	1,690,338
	5 社 会 教 育 費	1,770,995	△62,143	1,708,852
	6 短 期 大 学 費	597,421	△33,150	564,271
11 公 債 費		13,749,332	20,330	13,769,662
	1 公 債 費	13,749,332	20,330	13,769,662
14 災 害 復 旧 費		243,300	1,499,228	1,742,528
	1 農林水産業施設災害復旧費	156,800	722,299	879,099
	2 土木施設災害復旧費	86,000	769,549	855,549
	3 厚生労働施設災害復旧費	500	7,380	7,880
歳 出 合 計		97,231,512	2,754,386	99,985,898

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
			千円
6 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業	54,630
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	50,000
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地災害復旧事業	281,963
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	195,536
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	203,000
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	漁港災害復旧事業	41,800
14 災害復旧費	2 土木施設災害 復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	270,200
14 災害復旧費	2 土木施設災害 復旧費	河川災害復旧事業	367,700

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
職員参集システム整備事業	平成 2 2 年度	2,200
文化振興事業委託料	平成 2 2 年度	615
新最終処分場等施設用地購入費及び補償費	平成 2 2 年度	450,000

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円		%	
公共土木施設災害復旧事業	218,700	証書借入 又は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金につ いてはその融資条件により、銀 行その他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市財政の 都合により繰り上げ償還するこ とができる。
農地農業用施設災害復旧事業	131,000			
林業施設災害復旧事業	73,900			
漁港災害復旧事業	13,800			

平成21年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,437,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,723,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 競艇事業収入		39,286,183	△62,256	39,223,927
	3 財産収入	4,656	952	5,608
	4 繰入金	81,927	△63,208	18,719
2 市債			1,500,000	1,500,000
	1 市債		1,500,000	1,500,000
歳入合計		39,286,183	1,437,744	40,723,927

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 競艇事業費		38,469,237	△63,208	38,406,029
	1 総務費	752,800	△63,208	689,592
2 基金積立金		155,042	952	155,994
	1 基金積立金	155,042	952	155,994
3 公債費		661,904	1,500,000	2,161,904
	1 公債費	661,904	1,500,000	2,161,904
歳出合計		39,286,183	1,437,744	40,723,927

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
G I 5 8 周年記念つつじ賞レース開催事業	平成22年度	千円 8,400

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
競艇事業借換	千円 1,500,000	証書借入 又 は 証券発行	% 年0.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	15か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金につ いてはその融資条件により、銀 行その他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市財政の 都合により繰り上げ償還するこ とができる。

平成21年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,605,340千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,078千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 繰入金		1,464,501	6,041	1,470,542
	1 繰入金	1,464,501	6,041	1,470,542
歳入合計		27,599,299	6,041	27,605,340

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		452,713	6,122	458,835
	1 総務管理費	323,627	6,122	329,749
11 諸支出金		38,367	△81	38,286
	2 繰出金	16,236	△81	16,155
歳出合計		27,599,299	6,041	27,605,340

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 16,236	千円 △81	千円 16,155
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	16,236	△81	16,155
歳 入 合 計		42,159	△81	42,078

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 26,849	千円 △81	千円 26,768
	1 施 設 管 理 費	26,849	△81	26,768
歳 出 合 計		42,159	△81	42,078

平成21年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,266千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,758,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6財産収入		2,466	1,162	3,628
	1財産運用収入	2,466	1,162	3,628
7繰入金		2,894,325	△27,703	2,866,622
	1一般会計繰入金	2,894,325	△27,703	2,866,622
8繰越金		305,034	5,275	310,309
	1繰越金	305,034	5,275	310,309
歳入合計		19,780,049	△21,266	19,758,783

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1総務費		448,894	△12,697	436,197
	1総務管理費	160,685	△9,531	151,154
	4介護認定審査会費	98,224	△3,166	95,058
3地域支援事業費		621,191	△15,006	606,185
	2包括的支援事業・任意費 事業	425,313	△15,006	410,307
4基金積立金		2,466	1,162	3,628
	1基金積立金	2,466	1,162	3,628
6諸支出金		312,035	5,275	317,310
	1償還金及び還付加算金	312,035	5,275	317,310
歳出合計		19,780,049	△21,266	19,758,783

平成21年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,166千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,579,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		2,624,362	△8,166	2,616,196
	1 一般会計繰入金	2,624,362	△8,166	2,616,196
歳入合計		4,587,561	△8,166	4,579,395

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		111,324	△8,166	103,158
	1 総務管理費	79,098	△8,166	70,932
歳出合計		4,587,561	△8,166	4,579,395

平成21年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度津市の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		7,405	△5,158	2,247
	1 繰越金	7,405	△5,158	2,247
2 諸収入		91,055	16,491	107,546
	2 雑収入	896	16,491	17,387
歳入合計		98,460	11,333	109,793

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		17,521	△1,363	16,158
	1 総務管理費	17,521	△1,363	16,158
2 事業費		37,561	4,028	41,589
	1 風力発電事業費	37,561	4,028	41,589
3 公債費		42,635	△758	41,877
	1 公債費	42,635	△758	41,877
4 予備費		743	9,426	10,169
	1 予備費	743	9,426	10,169
歳出合計		98,460	11,333	109,793

平成21年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 237,433	千円 650	千円 238,083
	1 国庫補助金	237,433	650	238,083
4 繰入金		345,734	2,380	348,114
	1 一般会計繰入金	345,734	2,380	348,114
歳入合計		990,089	3,030	993,119

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 災害復旧費		千円 500	千円 3,030	千円 3,530
	1 簡易水道施設災害復旧費	500	3,030	3,530
歳出合計		990,089	3,030	993,119

平成21年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 407,734	千円 536	千円 408,270
	1 繰入金	407,734	536	408,270
歳入合計		538,960	536	539,496

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 8,721	千円 536	千円 9,257
	1 総務管理費	8,721	536	9,257
歳出合計		538,960	536	539,496

平成21年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,345,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 入 金		927,417	△10,446	916,971
	1 繰 入 金	927,417	△10,446	916,971
4 繰 越 金		1	153	154
	1 繰 越 金	1	153	154
歳 入 合 計		1,356,256	△10,293	1,345,963

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土地区画整理事業費		1,245,339	△10,293	1,235,046
	1 事 業 費	1,245,339	△10,293	1,235,046
歳 出 合 計		1,356,256	△10,293	1,345,963

平成21年度津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,848千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,040,263千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		885,200	9,700	894,900
	1 国庫補助金	885,200	9,700	894,900
5 繰入金		5,171,717	△108,648	5,063,069
	1 繰入金	5,171,717	△108,648	5,063,069
8 市債		5,269,000	11,100	5,280,100
	1 市債	5,269,000	11,100	5,280,100
歳入合計		13,128,111	△87,848	13,040,263

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,802,825	△59,312	1,743,513
	1 総務管理費	1,802,825	△59,312	1,743,513
2 事業費		4,071,286	△28,536	4,042,750
	1 公共下水道事業費	4,071,286	△28,536	4,042,750
歳出合計		13,128,111	△87,848	13,040,263

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（汚水）	113,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（雨水）	60,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
公共下水道事業	2,038,300	2,049,400

平成21年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ470,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財 産 収 入		千円 165	千円 48	千円 213
	1 財 産 運 用 収 入	165	48	213
3 繰 入 金		73,176	△347	72,829
	1 繰 入 金	48,019	△347	47,672
4 繰 越 金		1	198	199
	1 繰 越 金	1	198	199
歳 入 合 計		470,130	△101	470,029

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 14,920	千円 △149	千円 14,771
	1 総 務 管 理 費	14,920	△149	14,771
2 基 金 積 立 金		165	48	213
	1 基 金 積 立 金	165	48	213
歳 出 合 計		470,130	△101	470,029

津市公告第182号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月16日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月14日

2 抑留期間 平成21年12月21日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 城山1丁目	柴犬	茶白	オス	中	91日 以上	首輪・リード あり
2	津市 河芸町東千里	雑種	薄茶	オス	小	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第183号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月16日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月15日

2 抑留期間 平成21年12月22日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 下芥財町津興	柴犬	茶	メス	中	91日 以上	首輪・リード あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第184号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年12月18日

津市長 松田直久

津市公告第185号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年12月21日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
安濃町草生	蔵垣内	5915番	285㎡ うち285㎡	農地	農業用施設用地
一身田大古曾	雁田	743番1	289㎡ うち289㎡	農地	農業用施設用地
芸濃町多門	西沖	1233番	863㎡ うち70㎡	農地	農業用施設用地

津市公告第186号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月21日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月17日

2 抑留期間 平成21年12月25日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町高佐	ラブラドル レトリバー	黒	オス	大	91日 以上	首輪・リ ードあり
2	津市 白山町大原	雑種	茶	メス	中	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第187号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月24日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月21日

2 抑留期間 平成22年1月4日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町五百野	雑種	茶白	メス	中	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第188号

平成21年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定しましたので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表します。

平成21年12月25日

津市長 松 田 直 久

平成21年産 水稲 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額 (円)	農作物共済 減収量 (kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 藤水	26,741	121	平成21年12月22日	口座振込
津市 藤水	20,995	95	平成21年12月22日	口座振込
津市 藤水	19,669	89	平成21年12月22日	口座振込
津市 藤水	16,796	76	平成21年12月22日	口座振込
津市 栗真	24,089	109	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	29,172	132	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	67,184	304	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	92,157	417	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	40,885	185	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	65,637	297	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	36,465	165	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	36,907	167	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	7,956	36	平成21年12月22日	口座振込
津市 一身田	41,548	188	平成21年12月22日	口座振込
津市 安東	148,512	672	平成21年12月22日	口座振込
津市 安東	29,393	133	平成21年12月22日	口座振込
津市 安東	101,439	459	平成21年12月22日	口座振込
津市 神戸	66,300	300	平成21年12月22日	口座振込
津市 神戸	179,231	811	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	20,553	93	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	442	2	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	5,525	25	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	56,576	256	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	1,105	5	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	1,326	6	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	4,199	19	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	24,310	110	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	15,028	68	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	16,354	74	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	6,188	28	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	14,586	66	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	15,028	68	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	6,630	30	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	6,409	29	平成21年12月22日	口座振込
津市 櫛形	56,355	255	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	47,957	217	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	111,826	506	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	5,304	24	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	30,056	136	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	90,168	408	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	64,753	293	平成21年12月22日	口座振込
津市 片田	134,810	610	平成21年12月22日	口座振込
津市 大里	76,908	348	平成21年12月22日	口座振込

平成21年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額 (円)	農作物共済 減収量 (kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 大里	10,829	49	平成21年12月22日	口座振込
津市 大里	2,431	11	平成21年12月22日	口座振込
津市 大里	22,763	103	平成21年12月22日	口座振込
津市 大里	291,278	1,318	平成21年12月22日	口座振込
津市 大里	25,415	115	平成21年12月22日	口座振込
津市 大里	117,793	533	平成21年12月22日	口座振込
津市 高野尾	32,045	145	平成21年12月22日	口座振込
津市 高野尾	44,421	201	平成21年12月22日	口座振込
河芸町	442	2	平成21年12月22日	口座振込
芸濃町 安西	102,544	464	平成21年12月22日	口座振込
芸濃町 安西	1,105	5	平成21年12月22日	口座振込
芸濃町 雲林院	20,332	92	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	59,670	270	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	1,068,093	4,833	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	11,050	50	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	87,074	394	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	126,191	571	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	17,238	78	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	22,100	100	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	523,770	2,370	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	18,785	85	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	281,775	1,275	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	65,637	297	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 草生	38,233	173	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 村主	32,045	145	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 村主	14,365	65	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 村主	17,017	77	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 村主	3,757	17	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 村主	845,988	3,828	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 村主	122,213	553	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	25,194	114	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	287,521	1,301	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	76,245	345	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	90,389	409	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	24,531	111	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	24,310	110	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	47,294	214	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	105,196	476	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	95,030	430	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	22,763	103	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 安濃	57,018	258	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 明合	7,956	36	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 明合	40,443	183	平成21年12月22日	口座振込

平成21年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額 (円)	農作物共済 減収量 (kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
安濃町 明合	162,877	737	平成21年12月22日	口座振込
安濃町 明合	85,085	385	平成21年12月22日	口座振込
美里町 高宮	43,758	198	平成21年12月22日	口座振込
美里町 長野	5,083	23	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	10,829	49	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	12,155	55	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	27,404	124	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	31,382	142	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	21,216	96	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	84,643	383	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	5,083	23	平成21年12月22日	口座振込
美里町 辰水	40,001	181	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 八知①	148,291	671	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 太郎生(中)	27,625	125	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 伊勢地②	1,105	5	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 八幡	53,924	244	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 八幡	17,680	80	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 八幡	47,073	213	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 八幡	1,768	8	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 八幡	5,746	26	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 多気(上多気)	14,586	66	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	7,514	34	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	26,299	119	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	34,697	157	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	56,134	254	平成21年12月22日	口座振込
美杉町 下之川	9,945	45	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	195,585	885	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	129,948	588	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	22,100	100	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	36,907	167	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	41,106	186	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	123,318	558	平成21年12月22日	口座振込
白山町 家城	12,597	57	平成21年12月22日	口座振込
白山町 川口	48,620	220	平成21年12月22日	口座振込
白山町 川口	57,460	260	平成21年12月22日	口座振込
白山町 川口	30,719	139	平成21年12月22日	口座振込
白山町 川口	19,448	88	平成21年12月22日	口座振込
白山町 大三	32,487	147	平成21年12月22日	口座振込
白山町 大三	76,024	344	平成21年12月22日	口座振込
白山町 大三	9,724	44	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	66,079	299	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	19,890	90	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	68,289	309	平成21年12月22日	口座振込

平成21年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
白山町 倭	33,150	150	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	64,532	292	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	51,493	233	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	127,517	577	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	59,670	270	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	27,404	124	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	135,915	615	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	28,509	129	平成21年12月22日	口座振込
白山町 倭	19,448	88	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	11,271	51	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	39,780	180	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	26,741	121	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	72,267	327	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	484,874	2,194	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	46,189	209	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	15,691	71	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	17,459	79	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	25,194	114	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	26,962	122	平成21年12月22日	口座振込
白山町 ハツ山	59,891	271	平成21年12月22日	口座振込
一志町 大井	238,017	1,077	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	45,526	206	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	22,984	104	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	74,477	337	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	24,752	112	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	4,862	22	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	11,271	51	平成21年12月22日	口座振込
一志町 波瀬	8,177	37	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	50,830	230	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	11,271	51	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	27,846	126	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	47,515	215	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	63,427	287	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	66,521	301	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	42,653	193	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	38,896	176	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	41,769	189	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	18,564	84	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	26,741	121	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	14,586	66	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	54,366	246	平成21年12月22日	口座振込
一志町 川合	422,331	1,911	平成21年12月22日	口座振込
一志町 高岡	11,492	52	平成21年12月22日	口座振込

平成21年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
一志町 高岡	55,692	252	平成21年12月22日	口座振込
久居 桃園	51,051	231	平成21年12月22日	口座振込
久居 桃園	2,652	12	平成21年12月22日	口座振込
久居 戸木	9,282	42	平成21年12月22日	口座振込
久居 七栗	165,087	747	平成21年12月22日	口座振込
久居 稲葉	5,304	24	平成21年12月22日	口座振込
久居 稲葉	41,769	189	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	3,094	14	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	27,625	125	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	70,499	319	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	2,652	12	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	31,824	144	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	107,848	488	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	51,051	231	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	132,379	599	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	28,067	127	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	6,188	28	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	2,431	11	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	1,326	6	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	64,974	294	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	22,321	101	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	11,713	53	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	24,973	113	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	46,631	211	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	21,437	97	平成21年12月22日	口座振込
久居 榑原	43,316	196	平成21年12月22日	口座振込
久居 須ヶ瀬	884	4	平成21年12月22日	口座振込
久居 須ヶ瀬	42,874	194	平成21年12月22日	口座振込
久居 須ヶ瀬	67,405	305	平成21年12月22日	口座振込
久居 須ヶ瀬	16,796	76	平成21年12月22日	口座振込
久居 須ヶ瀬	8,177	37	平成21年12月22日	口座振込
香良洲町	105,196	476	平成21年12月22日	口座振込
香良洲町	18,564	84	平成21年12月22日	口座振込
香良洲町	60,333	273	平成21年12月22日	口座振込
合計 206 戸	12,860,211 円	58,191 kg		

津市公告第189号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年12月28日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年12月22日

2 抑留期間 平成22年1月5日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 東古河町	雑種	黒	メス	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第45条の規定に基づく開発行為に関する地位の承継の承認を取り消しましたので、同法第81条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月28日

津市長 松 田 直 久

1 地位の承継の承認の取消年月日

平成21年12月18日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市雲出伊倉津町字二十一割1422番3ほか124筆

3 地位の承継の承認の取消しを受けた者の住所及び氏名

津市半田2333

日鴻建設株式会社

代表取締役 松平 辰雄

津市公告第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月28日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成21年12月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町字西鼓4607ほか9筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方1531
社会福祉法人藤水福祉会
理事長 田中 美雪

津市公告第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月28日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成21年12月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町三行字鎌戸1738-1ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8-8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 1 月 24 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 6 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表学区一覧表 1 小学校の表太郎生小学校学区の項を削り、同表美杉小学校学区の項中「美杉町八知」の次に「、美杉町太郎生」を加える。

別表学区一覧表 2 中学校の表美杉中学校学区の項中「太郎生小学校学区及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第9号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成21年12月22日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成21年12月24日（木）午前10時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 就学等に関する規則の一部の改正について

津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき監査委員が公表した監査結果報告について、同条第12条の規定により、市長等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月25日

津市監査委員 岡 部 高 樹

津市監査委員 田 端 隆 登

津市監査委員 水 谷 友紀子

津市監査委員 山 中 利 之

1 平成18年12月22日付け監査委員告示第5号公表分

(1) 環境部

ア 白銀環境清掃センター

監査の結果	同センターの行政財産である土地において、電力事業者の電柱設置に係る部分について約10年間の賃貸借契約が締結されている。これは、契約締結当時、旧津市の普通財産として管理されていたものが市町村合併後の平成18年3月31日付けで行政財産に分類換えした際、整理されなかったものと思われるので、行政財産としての使用形態にかんがみ、必要な見直しを図られたい。
措置の内容	平成19年4月1日付けで、電力事業者に対し、電柱設置について使用許可を行った。

2 平成19年3月5日付け監査委員告示第2号公表分

(1) 三重短期大学

監査の結果	出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	出張命令による処理を行った。

(2) 久居総合支所

ア 建設維持課（建設課（当時））

監査の結果	旧久居市営住宅に係る駐車場使用料の滞納については、市営住宅課と連携を図り、早期回収に努められたい。
-------	---

措置の内容	当該使用料は、平成１９年度に１件１２，０００円が納付され、その後、滞納者への納付催告のほか、連帯保証人に納付交渉を行っている。
-------	---

(３) 河芸総合支所

ア 産業環境課（産業建設課（当時））

監査の結果	生産者団体等に対する各補助金及び交付金について、補助金交付の目的及び趣旨並びに補助金交付先団体の活動及び収支の実態等諸般の事情を総合的に考慮の上、その必要性及び妥当性についての評価の充実を図られたい。
措置の内容	各補助事業は所期の目的が達成されたものとして、産直直売所及び青空市に係る補助事業は平成１９年度をもって、生活改善グループの活動に係る補助事業は平成２０年度をもって廃止した。

(４) 美里総合支所

ア 総務課（教育委員会 美里事務所（当時））

監査の結果	美里文化センターの使用料徴収事務において、重複して徴収されていた事案が見受けられたので、今後、注意されたい。
措置の内容	重複した調定について、取消しの処理を行った。

(５) 安濃総合支所

ア 産業環境課（産業建設課（当時））

監査の結果	特定農地貸付事業として、本市が第三者から賃借している土地を農業者以外の住民に貸付けし、使用料（歳入科目）を徴収しているが、転賃借地の貸付けであることから、歳入科目としては雑入が妥当であると思われるので、見直しを検討されたい。
措置の内容	平成１９年９月１２日に歳入科目を使用料から雑入に更正処理した。

(６) 白山総合支所

ア 総務課

監査の結果	土地台帳において、一部、合筆や処分などの異動が反映されていなかったため、平成１８年１１月に台帳整理されたところであるが、一部財産において行政財産と普通財産の分類誤りが見受けられたので、今後は、注意されたい。
-------	---

措置の内容	行政財産と普通財産の分類誤りについて、現地調査等を実施した上、是正した。
-------	--------------------------------------

イ 総務課（生活環境課（当時））

監査の結果	隣保館施設内の自動販売機の設置については、同施設の用途を妨げないものとして使用を認めているものと解されるが、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく所定の手続きが行われていないので、必要な措置を講じられたい。
措置の内容	平成19年4月1日付けで、行政財産の使用許可を行った。

3 平成19年8月28日付け監査委員告示第8号公表分

(1) 政策財務部

ア 政策課（市長公室 政策課（当時））

監査の結果	平成19年3月28日から同月29日まで、広島県尾道市へ職員1名が出張した際、出張命令簿に記載漏れがあったので、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	出張命令簿に記載した。

イ 地域振興室（総務部 地域振興室（当時））

監査の結果	本市ほか6市町で構成する三重県ふるさと振興協議会負担金（本市の平成18年度負担金は約21万円）の平成17年度決算では、歳出執行率が44パーセントにも満たず、約192万円もの剰余金が生じていることから、同協議会の事業の実態に応じた負担のあり方を検討されたい。
措置の内容	本市を含め、他市町の指摘により、会費の徴収方法が見直され、同協議会の平成20年度総会において、均等割額を平成19年度より3万円減額し、7万円で議決された。 《参考》本市の負担金 平成19年度 185,800円 平成20年度 136,600円 平成21年度 143,200円

ウ 収税課（財務部 収税課（当時））

監査の結果	市税の徴収状況については、景気の低迷を反映した低収入、事業不振や納税意識の欠如が原因となって、多額の未収金が発生している状況にあり、平成19年3月末の市税収納率は、8
-------	---

	7.5パーセントで平成17年度に比べ0.4ポイント増、また未収金は、約51億7,198万円で、主なものは固定資産税の約26億775万円等である。 このうち平成18年度の三重地方税管理回収機構への移管分は47件、約1億26万円で、平成19年3月末の徴収税額は約1,864万円、収納率は18.6パーセントとなっているが、今後とも同機構の活用により滞納額の縮減を図られたい。
措置の内容	三重地方税管理回収機構への移管については、毎年度、移管件数の上限である70件を移管し、滞納処分を強化することによって滞納額の縮減に努めている。 また、総合支所機能の縮小により収税課で一括して徴収、滞納処分を行うことになったことから、民間事業者に納付勧奨業務を委託するなど、徴収体制の強化を図っている。

(2) 総務部

ア 人事課 (市長公室 人事課 (当時))

監査の結果	職員の福利厚生を増進を図るため、津市職員共済組合に対し職員福利厚生事業補助金を助成しているが、同事業のあり方を検討の上、同補助金がより有効利用されるよう取り組まれたい。
措置の内容	事業内容の精査を行い、平成20年度より補助事業である親睦事業補助金及びリフレッシュ助成事業を廃止し、外部委託による福利厚生代行サービスを導入したことで、経費を抑え、また、職員の福利厚生の選択の幅を広げた。 その結果、平成20年度決算において、補助金額は対前年度比19.6パーセントの削減となった。

(3) スポーツ・文化振興室

ア リージョンプラザ (市民部 リージョンプラザ (当時))

監査の結果	お城ホールについて、指定管理者制度の導入も含めた効率的な管理運営方法への見直しを検討されたい。
措置の内容	管理運営方法の一層の効率化を図るため、舞台関係操作業務について、従来一部の業務を委託していたものを、平成21年4月1日からすべての業務を委託した。

(4) 環境部

ア 環境政策課

監査の結果	本市は平成18年度、津市衛生中継所連絡協議会負担金を120万円支出しているが、同中継所は、平成19年1月31日に閉鎖されたことにより、平成19年度予算では60万円に減額されている。今後、同協議会では同中継所の跡地利用に係る協議等も必要であるとされているが、このことを踏まえた適切な負担のあり方について検討されたい。
措置の内容	当該負担金は、平成20年度をもって廃止した。 なお、同協議会は、平成21年11月13日付けで解散した。

(5) 農林水産部

ア 農業基盤整備課

(ア) 農業集落排水処理施設使用料の収入未済額について

監査の結果	平成18年度の農業集落排水処理施設使用料については、約460万円の収入未済額が発生しているが、関係総合支所との一層の連携による効果的・効率的な徴収体制のもとに、収入未済額の早期回収に努められたい。
措置の内容	収入未済額について、関係する総合支所と連携し、電話及び戸別訪問による納付指導を行って徴収事務を強化している。

(イ) 市単土地改良事業について

監査の結果	・地元自治会や土地改良区などから要望がある農道、用排水路などの整備については、市単土地改良事業として実施されているが、事業実施方法は、市の直接施工（施工後、地元負担金徴収）や地元自治会などによる施工（施工後、市から補助金交付）のほか、原材料を支給するなどがあるが、これら現状を踏まえて、より迅速かつ効率的に事業が行えるよう、実施方法について検討されるよう望むものである。
措置の内容	事業を申請する農家組合等と十分な事前協議を行い、地域の実情を踏まえた事業の実施方法を選択している。

4 平成19年12月19日付け監査委員告示第12号公表分

(1) 水道局

ア 営業課

監査の結果	水道料金の平成19年度末未収金は、約4億3千万円となっており、平成19年8月から料金滞納分の収納業務が外部委託されているが、今後、その効果も検証しながら収納率の一層の向上に努められたい。									
措置の内容	水道料金の収納業務委託については、年度ごとに不納欠損の対象となる期間の調定額に対する目標収納率を設定し、計画的に収納率の向上を図っている。 平成19年度、平成20年度の目標収納率に対する実績は、次のとおりであり、その結果、平成20年度決算における水道料金の不納欠損額（未収給水収益）は、平成18年度と比較して約2,107万円、平成19年度と比較して約1,474万円減少した。 《収納率の実績》 <table><tr><th>年 度</th><th>目標収納率</th><th>実 績</th></tr><tr><td>平成19年度</td><td>99.14%</td><td>99.21%</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>99.25%</td><td>99.39%</td></tr></table>	年 度	目標収納率	実 績	平成19年度	99.14%	99.21%	平成20年度	99.25%	99.39%
年 度	目標収納率	実 績								
平成19年度	99.14%	99.21%								
平成20年度	99.25%	99.39%								

5 平成20年3月6日付け監査委員告示第4号公表分

(1) 久居総合支所

ア 産業環境課（産業課（当時））

監査の結果	榊原地域観光施設及び環境整備の委託契約については、平成18年度の業務実績を確認できる報告書が提出されていなかったことから、書面により業務の履行実績が明確となるよう指導した。
措置の内容	受託者である榊原温泉振興協会に当該業務に係る実績報告書の提出を指導し、その提出を受けた。

イ 産業環境課（環境課（当時））

(ア) 出張命令簿による手続について

監査の結果	平成19年7月に名古屋市、東京都千代田区へ、同年9月に名古屋市へ職員が出張しているが、出張命令簿による手続が行われていなかったため、適正に処理するよう指導した。
-------	--

措置の内容	出張命令簿による手続を実施した。
-------	------------------

(イ) 行政財産の使用許可について

監査の結果	行政財産使用許可書について、不服申立て等に係る教示がされていないことから、是正を指導した。
措置の内容	平成20年度の使用許可に当たって、不服申立て等に係る教示をした。

(2) 河芸総合支所

ア 総務課 (教育委員会 河芸事務所 (当時))

監査の結果	河芸体育館において、自動販売機の設置に伴う行政財産 (建物) の使用料が、「諸収入・雑入」科目で収入されていたので、適正に処理されるよう指導した。
措置の内容	当該使用料について、平成21年度から「使用料及び手数料」の科目で収入するよう措置を講じた。

イ 産業環境課 (生活環境課 (当時))

監査の結果	ごみの収集運搬業務については、現在地元2業者と随意契約により委託実施されているが、より公正・公平性を高めるため、今後は競争入札への移行について検討されたい。
措置の内容	当該業務委託契約は、平成21年度から指名競争入札に移行した。

(3) 安濃総合支所

ア 総務課

監査の結果	安濃庁舎に安濃中央公民館が併設され、また、安濃交流会館も隣接していることから、利用者の駐車場が不足しているため、速やかに駐車場整備計画を策定の上、これら施設が有効に利用できるよう所要の対策を進められたい。
措置の内容	平成21年度において、安濃庁舎東側の私有地を賃借し、駐車場整備を行った。

イ 総務課 (教育委員会 安濃事務所 (当時))

監査の結果	体育館トレーニング器具保守点検業務委託契約について、その製造業者とされる県外の業者と2号随意契約により締結されているが、他の事業者による点検が可能か否かを確認の上、できる限り競争性が確保されるよう努められたい。
措置の内容	当該業務委託について、多種多様な器具を一括して適正に保

	守点検できるのは、当該製造業者以外にないことを確認するとともに、当該製造業者が点検することで安全性が確保できることを考慮し、当該製造業者と２号随意契約により締結している。
--	--

ウ 市民福祉課

監査の結果	国民健康保険料や介護保険料の収納については、訪問徴収、納付指導など滞納整理に努力され、未収金の回収に取り組まれているが、平成１９年１２月末日現在で約６，２２５万円の未収金があることから、他の総合支所との合同研修や情報交換を行いながら、悪質な滞納者には今後差押え等の法的措置を講じるなど、より一層徴収率の向上に努められたい。
措置の内容	保険年金課と連携して、納付指導の強化月間を設け、訪問徴収、電話連絡、窓口等での納付指導を行った。 その結果、平成２０年度においては、国民健康保険料８５件５３０，７９０円、介護保険料２９件２０５，９８０円の納入があり、平成２１年度（８月末日現在）においては、国民健康保険料２２件４８６，８１０円、介護保険料７件８１，４４０円の納入があった。

エ 産業環境課（生活環境課（当時））

監査の結果	平成１９年８月末日現在、安濃墓園の管理料（３，０００円／年）６件分１８，０００円の収入未済額があり、その後の催告書送付や訪問徴収により、うち４件分の納付を確認（同年１０月１６日時点）したところであるが、今後は早期に全額収納されるよう適時・適切な滞納整理に努められたい。
措置の内容	納付指導を実施した結果、１件は平成１９年１１月７日に、１件は平成２０年２月１９日に納付された。

（４）香良洲総合支所

ア 産業環境課（生活環境課（当時））

監査の結果	香良洲墓園の維持管理について、墓園使用許可証において、使用权の承継をはじめ、重要な使用許可条件が示されておらず、また、墓園使用承継許可証の一部に不備が見られたため、これら許可証様式の見直しを検討されること。
措置の内容	環境保全課と協議し、次のとおり墓園使用承継許可事務の手

	順を定めた。 ①墓園使用承継許可申請書提出の際、「墓所使用権承継承諾書」を添付すること。 ②許可に係る決裁に当たり、環境保全課の合議とすること。 ③許可後、墓園貸付整理台帳の使用者欄にその旨を記載すること。 ④承継申請時に提出された墓園使用許可証の欄外に、承継許可年月日と承継があったことを記載し、これを返却すること。
--	--

イ 産業環境課（産業建設課（当時））

監査の結果	香良洲町地内道路路肩除草業務の委託については、当年度から施工場所を2箇所に分割して発注されたが、一括発注した平成18年度契約に係る1平方メートル当たり単価相当額に比べ1.5倍以上増高したことから、予算の効率的な執行を図るため、分割発注の見直しについて検討されたい。
措置の内容	平成20年度から当該業務委託は津南工事事務所が所管しており、同年度から一括発注による業務委託を実施している。

(5) 一志総合支所

ア 総務課（とことめの里一志）

監査の結果	とことめの里一志（一志温泉）維持管理について ①食堂の賄材料（当年度予算額1,034万円）の調達に当たっては、できる限り余剰材料が生じないように、また速やかな解消に一層努められること。 ②同種の施設が民間事業者により相当経営される中、一志温泉においても一層の経営改善に努められること。
措置の内容	次のとおり措置を講じた。 ①食堂のメニューごとの売上状況を把握し、食材購入量の調整を行っている。 ②平成21年6月から職員（正規、再任用、嘱託職員）の時差出勤を行うことにより、時間外手当の削減を図った。

イ 市民福祉課

監査の結果	高齢者生活支援事業（見守りケーブル）について、同事業は、一人暮らし高齢者を対象に、テレビ電話により利用者の安否確認を行うもので（福）津市社会福祉協議会に委託し、実施され
-------	---

	ているが、利用者 8 人に対し、1 人当たりの年間事業費は約 21 万円となることから、緊急通報装置の設置又は他の地域福祉サービス等への移行について検討されたい。
措置の内容	利用者全員の理解を得た上、平成 20 年度をもって当該事業を廃止し、緊急通報装置事業に移行した。

(6) 美杉総合支所

ア 総務課 (教育委員会 美杉事務所 (当時))

監査の結果	フットパーク美杉内テニスコート施設の市外の利用者に対する使用料の徴収に不備が見られたので、適正に取り扱うよう指導した。
措置の内容	津市運動施設の設置及び管理に関する条例に定めのないまま、市外の利用者から使用料の 2 倍の額を徴収していたことについて、同条例に根拠規定を設けるため、同条例の一部を改正した。

イ 総務課 (生活環境課 (当時))

監査の結果	平成 18 年度結婚推進住宅利子補給金申請書の添付書類として、平成 13 年に発行された借入金償還証明書が添付されているものが見られたが、当該書類では償還状況が確認できないことから、所要の是正をされたい。
措置の内容	当該利子補給金交付申請の際に、当該利子補給期間に係る利子の支払額が確認できる証書類を添付することとし、償還状況を確認するよう改めた。

(7) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	幼稚園保育料に係る収入未済額の平成 19 年度への繰越手続きにおいて、調定期及び収入の所属年度に一部誤りが見られたので、今後、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	平成 19 年度以降の決算における収入未済額 (滞納繰越分) について、それぞれ翌年度の歳入として 4 月に調定した。

イ 学校教育課

監査の結果	児童・生徒の健康診断における心臓検診業務契約について、1 人当たりの手数料単価をもって 2 号随意契約で締結されているが、手数料の構成要素 (心電図検査料・判読料・指導料)
-------	--

	を踏まえ、価格の妥当性について明確にされるよう検討されたい。
措置の内容	児童・生徒1人当たりの心臓検診業務手数料の見積書の徴取に当たり、受託業者（医師会）に係る心電図検査料と、医師が担当する判読料・指導料を明確に区別して記載するよう改善した。

ウ 生涯学習課（文化課（当時））

監査の結果	美杉ふるさと資料館については、指定管理者である美し郷霧山施設管理運営協議会が管理運営を行っているが、平成18年度の利用者は1,923人（約6.3人/開館日）で、当該年度に約120万円の余剰金が生じていることから、当該余剰金の有効利用などによって一層効果的な施設運営が行えるよう望むものである。
措置の内容	当該余剰金について、施設の修繕費のほか、来館者の増加を図るための自主事業の実施に当たり、FM放送等での広告宣伝費に充当し、有効に活用している。

エ 津図書館（河芸図書館・安濃図書館・美杉図書室を含む。）

監査の結果	重要物品等の管理において、津図書館のカラービデオカメラ2台（重要物品）、デジタルオーディオデッキ1台等、安濃図書館の業務用ビデオデッキ3台のうち2台は、平成18年度及び平成19年度9月末日現在の利用実績がないことから、その有効利用等について検討されたい。
措置の内容	津図書館のカラービデオカメラ2台について、他課での利用を検討したが、老朽化が著しく、また、現状の放送等に対応できる性能がないことから、平成21年10月9日に廃棄の手続をした。 デジタルオーディオデッキ2台と業務用ビデオデッキ3台についても、老朽化が著しく使用に耐えないため、平成21年10月9日に廃棄の手続をした。

オ 河芸事務所

監査の結果	河芸中央公民館において、自動販売機の設置に伴う行政財産（建物）の使用料が、「諸収入・雑入」科目で収入されていたので、適正に処理されるよう指導した。
-------	---

措置の内容	当該使用料について、平成２２年度の歳入予算から「使用料及び手数料」科目で予算計上するよう措置を講じた。
-------	---

カ 安濃事務所

(ア) 放課後児童健全育成施設「さくらんぼクラブ」の維持管理について

監査の結果	同クラブの維持管理は、外部委託されているが、当該契約書において、制定されていない「条例の改廃」による契約解除条項があったことから、是正を指導した。
措置の内容	平成２０年度の当該業務委託契約において、該当条項を削除した。

(イ) 備品の管理について

監査の結果	ビデオカメラ３台、スライド映写機１台等、体育館のビデオカメラ３台は、平成１８年度及び平成１９年度９月末日現在の利用実績がないことから、その有効利用等について検討されたい。
措置の内容	老朽化が著しく使用に耐えないスライド映写機等は廃棄処分をし、使用可能なビデオカメラは、学校における教育活動の実践記録等に利用することとした。

キ 香良洲事務所

監査の結果	学校教育施設・社会教育施設の警備保障業務の委託については、予約事項により平成１９年４月２６日に契約を延長されていたが、経常的かつ継続的な業務であることから、今後は長期継続契約の締結により適切な事務の執行に務められたい。
措置の内容	当該業務委託契約について、平成２０年度から５年間の長期継続契約により締結した。

(８) 市立学校・幼稚園

ア 給食費の滞納について

監査の結果	給食（牛乳給食を除く。）を実施する２６の学校等のうち、８校において、平成１８年度末現在、４７件・約３３万円相当（学校等提出資料による集計）の滞納があったが、その一部は未だに納入されていないため、給食費に係る債権は２年の短期消滅時効（ただし、援用を要する。）であると解されることから、早期に有効な対策が講じられるよう望むものである。
措置の内容	該当する学校において、家庭訪問や文書による納付の催告を

	行っており、平成18年度滞納分は、平成21年10月末日現在、6校で35件177,940円に減少した。
--	--

イ 学校における毒物・劇物の管理について

監査の結果	多くの学校において、不備が見られたことから、次のとおり是正を指導したが、適切な管理が必要とされることから、速やかに対策を講じられるよう望むものである。 ①毒物・劇物保管庫及び容器に、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示がされていないものがあったので、的確に措置されること。 ②劇物保管庫に一般薬品が、一般薬品保管庫に劇物が混在していたものがあったので、是正されること。 ③毒物・劇物管理記録簿に使用量、使用者等の記入がなく、実際の残量が管理記録の残量表示と一致しないものがあったので、正確に表示されること。 ④毒物・劇物保管庫の転倒防止策が講じられていないものがあったので、必要な措置を講じられること。
措置の内容	次のとおり措置を講じた。 ①指摘のあった学校に適正表示の是正措置を指示し、各校から措置済みの報告を受けた。 ②指摘のあった学校に混在保管の是正措置を指示し、各校から措置済みの報告を受けた。 ③指摘のあった学校に記録内容等の是正措置を指示し、各校から措置済みの報告を受け、平成21年度から各学校で使用する管理記録簿の様式を変更した。 ④すべての小中学校に対し、転倒防止策の措置を指示し、各学校から措置済みの報告を受けた。

ウ その他の事務処理等について

(ア) みさと幼稚園における現金の取扱いについて

監査の結果	保育料集金後の指定金融機関等への納入について、翌日処理が多いことから、当日に納入できるよう措置されることともに、現金、領収印等の保管金庫の鍵の保管場所については、より安全な場所に保管されるよう指導した。
措置の内容	幼稚園保育料の徴収方法を、平成20年4月分から口座振替

	によることとし、預かり保育料については、現金で集金後、直ちに金融機関にて納入することとした。 現金保管金庫の鍵の保管については、より安全な保管場所に変更した。
--	---

(イ) 一志中学校・高岡小学校における契約事務について

監査の結果	予定価格調書における消費税の記載方法に誤りがあったため、是正を指導した
措置の内容	予定価格調書に消費税記入欄を設けた。

6 平成20年12月4日付け監査委員告示第11号公表分

(1) スポーツ・文化振興室

ア スポーツ振興課

(ア) 市営駐車場回数駐車券の配付について

監査の結果	同課が購入した市営駐車場回数駐車券を、同課が所管する各団体の理事会等に出席した役員に配付していたが、各団体の固有の会議の経費は、当該団体が支弁されるべきであることから、その配付について見直されたい。
措置の内容	各団体で必要な駐車券は、当該団体で購入するよう指導した。

(イ) 行政財産使用料の調定等について

監査の結果	行政財産の使用を許可した場合は、津市財産に関する条例第6条の定めるところにより、使用料を徴収しなければならないが、運動施設に係る使用許可について、当該使用料の調定及び納入の通知をしていなかったことから、行政財産の使用料の徴収に当たっては、遅滞なくこれを調定の上、納入の通知をされたい。
措置の内容	平成21年度の行政財産使用料については、行政財産の使用に応じて使用料を徴収するため、同条の定めるところにより、調定し、納入通知を行った。

(ウ) 団体事務の関与の見直しについて

監査の結果	同課の職員は、スポーツ関係団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじ
-------	--

	め、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。
措置の内容	団体事務の関与が必要最小限となるよう、スポーツ関係団体に所要の指導をしており、津市体育協会においては、同協会に事務長が設置された。

(エ) 学校体育施設開放事業について

監査の結果	学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民のスポーツ活動の利用に供することを目的としており、津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行に伴い、平成20年度から市長部局であるスポーツ・文化振興室（スポーツ振興課）が所管している。 その主な業務は、教育委員会が制定する津市学校体育施設の開放に関する規則に基づき各学校に設置される「学校体育施設利用運営委員会」に委託し、事実上は同規則の定めるところにより運用しているが、同条例の規定に照らし、学校教育における学校体育施設の管理に係る職務権限は、教育委員会に属すると解するのが相当であり、学校体育施設の目的外使用とも言える開放事業に係る職務について、特に市長の権限とするのは、合理的でなく、かつ、学校体育施設という教育財産の職務権限と責任の所在があいまいとなるおそれが懸念される。 以上のことから、学校体育施設開放事業のより円滑な実施を図るため、総務部、教育委員会事務局と協議の上、同事業の職務権限と責任の所在を整理するなど、同事業の在り方について検討されたい。
措置の内容	教育委員会の教育財産に係る職務権限と責任の所在を明確にするため、学校体育施設開放事業を教育委員会事務局（生涯学習課）に移管した。

イ 文化振興課

監査の結果	平成19年度津市美術展覧会事業及び津市青少年文化芸術祭事業について、実行委員会及び自主運営委員会に委託してい
-------	--

	るが、出納簿を確認すると、事業終了後の年度末に約24万円及び約15万円の備品をそれぞれ購入されたことにより、収支差額はいずれもゼロとなっていた。これらの委託料は、本来、当該年度の事業実施に必要な経費に充てられるべきであることから、適正に予算執行を行うよう指導するとともに、これらの委員会は、本市の委託事業を実施する目的で設立されたことを踏まえ、仮に収支差額が生じた場合、内部留保されないよう精算方式の導入を検討されたい。
措置の内容	当該事業の実行委員会及び自主運営委員会に対し、適正に予算執行を行うとともに、当該年度に収支差額が生じた場合は、これを精算するよう指導した。

ウ リージョンプラザ

監査の結果	行政財産使用料の納入通知について、平成19年度に歳入すべき使用料の納入通知書を平成20年4月15日付けで送付していたことから、歳入すべき年度内に送付されたい。
措置の内容	平成20年度に歳入すべき行政財産使用料の納入については、平成21年3月18日に納入通知書を送付した。

(2) 健康福祉部

ア こども総合支援室

監査の結果	子育て支援ショートステイ事業について、ショートステイ利用料の滞納繰越分10万3,000円（保護者4人分）について、平成20年10月10日現在、納付されていなかったことから、必要に応じて、時効中断措置等の法的措置を講じられたい。
措置の内容	国外に転出した者を除く3人の保護者に対し、納付を催告した結果、1人は当該利用料の全額を納付し、1人は分割納付を誓約した上、これを履行している。

イ 高齢福祉課

監査の結果	(社)津市シルバー人材センターの活用について、同課が起案した契約方法の特例的な取扱いをする旨の市長決裁により、各部局では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する事例が多く見られるが、同項第3号は、シルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定め
-------	--

	る手続により役務の提供を受ける契約等は、随意契約できる旨定めていることから、同号に基づく規則を制定しないまま、市長決裁に基づく随意契約を締結することは、妥当を欠くおそれが懸念されるため、同規則の制定に向けた取組を早急に進められたい。
措置の内容	平成21年3月31日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく「津市シルバー人材センターからの役務の提供に関する要綱」を制定し、同年4月1日から施行した。

ウ 保険年金課

監査の結果	国民健康保険料及び国民健康保険税の平成20年8月末日現在の滞納繰越分の未収金総額は23億円を超えていることから、被保険者間の公平性を確保する上で、抜本的な未収金対策は避けられない状況にあり、限られた職員数の中で十分な徴収体制を構築するために、各総合支所（福祉担当）との連携を一層強化し、悪質な滞納者に対する差押処分等の措置を含め、未収金の解消に努められたい。
措置の内容	平成20年度未収金対策について、平成21年5月を特別徴収月間とし、訪問徴収を実施した。 総合支所との連携については、平成21年7月に平成21年度訪問徴収計画を策定し、同年8月に総合支所及び当課が時期を合わせて、それぞれ訪問徴収等を実施した。 滞納処分については、平成20年度に差押を1件実施した。

(3) 都市計画部

ア 交通政策課

監査の結果	空港島ターミナルに係る行政財産の使用許可書第8条は、あらかじめ文書により本市の承諾を得た場合は第三者に転貸することができることと定め、当該行政財産の一部の転貸申請を承諾しているが、地方自治法第238条の4第7項の許可を受けた者が第三者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することはできないと解されることから、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	平成21年度の使用許可において、当該行政財産の転貸に関するただし書を削除した。

(4) 下水道部

ア 下水道施設課

監査の結果	津市南部産業廃棄物最終処分場水質保全協議会負担金の負担の在り方について、同負担金は、本市と1漁業協同組合関係者をもって組織される同協議会の運営経費に充てられており、平成19年11月14日、同月15日に同協議会が実施された福井県鯖江市への一般廃棄物最終処分場等視察研修の実績を見たところ、当該研修費には、飲食費や観光費など視察研修に直接関係のない経費が含まれていた。同協議会は、当該研修の参加者負担金を徴収されていないことから、これらの経費も全額公費（本市負担金）が充てられたことになるが、このような公費負担は、市民の理解を得られないものであり、負担の在り方について見直されたい。
措置の内容	同協議会は、平成21年11月12日の総会で解散を決議し、当該負担金は平成20年度をもって廃止した。

(5) 水道局

ア 水道総務課

監査の結果	たな卸資産の取扱いについて、たな卸資産が陳腐化、減耗等により不良品等となった場合、当該資産減耗費を翌年度予算に計上し執行していたが、本来、不良品等を発見した年度内に資産減耗費として処理すべきであることから、これを是正されたい。
措置の内容	平成20年度の実地たな卸において発見した不良品等は、当該年度に資産減耗費として処理した。

(6) 市立学校（東橋内中学校・敬和小学校・白塚小学校）

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、管理記録簿の記載内容が不明確であったので、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	各学校において、文部省初等中等教育局長（当時）通知の点検項目を参考に、新しい管理記録簿を整備し、使用量等を明確に記載した。

7 平成21年3月9日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 久居総合支所

ア 市民課

監査の結果	久居斎場の敷地内に設置する飲料水自動販売機に係る行政財産の使用許可について、電気代の支払に係る条件を付していなかったことから、その見直しを検討されたい。
措置の内容	平成21年度の使用許可において、電気代の支払に係る条件を付した。

イ 建設維持課

監査の結果	市営北口団地A棟他3件浄化槽維持管理業務委託契約について、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月の3か月の間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。
措置の内容	当該業務委託について法定の点検回数を適正に実施するため、平成21年度の当該業務委託契約は、平成21年5月に締結した。

(2) 安濃総合支所

ア 総務課

監査の結果	サンヒルズ安濃ハーモニーホールの管理運営について、同ホールの平成20年度舞台設備管理操作業務委託契約の仕様書では、同ホールの利用がないときでも技術者1人が週5日常駐し、舞台関係機器の整理、点検等の業務を行うこととしているが、同ホールの利用状況は、平成19年度は63日、平成20年度（平成20年9月末日現在）は32日（同課調べ）で、利用のないときの業務が多いことから、当該仕様書の見直しについて検討されたい。
措置の内容	平成21年度の当該業務委託契約の仕様において、常駐技術者の従事日数を削減した。

イ 産業環境課

監査の結果	安濃工業会館の使用について、津西商工会から徴収する行政財産の使用料と、同商工会に支払う指定管理委託料を相殺していたが、地方自治法第210条に定める総計予算主義の原則を踏まえ、それぞれ歳入歳出予算に計上するなど、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	行政財産使用料について、平成21年度の歳入予算におい

	て、商工使用料の科目に計上し、平成 21 年 6 月 19 日に同商工会から納入された。
--	--

(3) 香良洲総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果	香良洲斎場清掃業務委託契約について、平成 20 年 7 月に締結しており、同年 4 月から 6 月の 3 か月の間、清掃業務が行われていなかった。このことは、同業務委託契約の仕様書に定める原則的に 3 か月に一度とする清掃回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。
措置の内容	当該業務委託について 3 か月に一度の清掃回数を適正に実施するため、平成 21 年度の当該業務委託契約は、平成 21 年 5 月に締結した。

(4) 三重短期大学

監査の結果	研究用備品等の寄附について、大学の教授等が、国（文部科学省）や財団等から交付を受けた助成金で購入した研究用備品等について、本市（大学）に寄附することが望ましいと考えるが、大学では、これらの研究用備品等の寄附の取扱いに関し、明確なルールを整備していないことから、これを整備されたい。
措置の内容	教授等が補助金で購入した備品等について、市に寄附するルールを整備するため、平成 21 年 10 月 15 日付けで、三重短期大学科学研究費補助金事務取扱要綱の一部を改正し、当該改正要綱において「設備等の寄附」に関する条項を加えた。

(5) 消防本部

監査の結果	業務委託契約の締結時期について、各消防署のし尿浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約は、平成 20 年 8 月に締結しており、同年 4 月から 7 月の 4 か月の間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。
措置の内容	当該業務委託について法定の点検回数を適正に実施するため、平成 21 年度の当該業務委託契約は、平成 21 年 5 月に締結した。

(6) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	行政財産の使用料免除に係る見直しについて、行政財産の使用許可に当たり、学校内引込み用の電柱、架空送電線路等の設置を目的としたものは、教育長名でその使用料を免除しており、これらの免除は津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則、津市教育委員会事務局組織規則に基づき執行するものであるとしているが、委員会等の権限に属しない事項を定めた地方自治法第180条の6の趣旨に照らし、市長から事務委任のないまま教育長名で使用料を免除することは妥当でないと解されることから、その見直しについて検討されたい。
措置の内容	平成21年度から、市長名の「行政財産使用料減額・免除（承認・不承認）通知書」を交付している。

イ 津図書館（9館2室）

監査の結果	不明本の発生状況について、平成20年度の特別整理期間における蔵書点検において、1,080冊、購入価格にして約152万円相当（図書館調べ。その後返却されたものを含む。）の不明本が生じていた。図書館それぞれに利用者への啓発などに努めているところであるが、中でも一志図書館、うぐいす図書館の不明率（不明本冊数÷蔵書冊数）は、平均値の0.1パーセントを大きく上回り0.2パーセントを超えていた。図書館の施設環境などの違いから一概に比較はできないものの、特に不明率の高い図書館においては、費用に見合う効果を勘案した上、更なる対策を講じられたい。
措置の内容	一志図書館、うぐいす図書館において、特に不明本の多い図書資料は、職員の目が届きやすいカウンターへの別置きや配架場所の変更を行うなどの対策を講じた。 さらに、全館において見回りを強化するとともに、平成21年度に図書館マナーアップ向上キャンペーンを実施し、利用者の図書館マナーの意識向上を図った。

(7) 市立学校（西橋内中学校・南が丘中学校・藤水小学校・櫛形小学校・雲出小学校・村主小学校・家城小学校）

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、次のとおり不適切であったので、所要の措置を講じられたい。 (ア) 管理記録簿の記載内容が不明確であった（西橋内中・南が丘中・藤水小・楡形小・雲出小・村主小・家城小） (イ) 一部劇物容器に劇物表示をしていなかった（村主小）
措置の内容	監査の結果（ア）について、各学校において、文部省初等中等教育局長（当時）通知の点検項目を参考に、新しい管理記録簿を整備し、使用量等を明確に記載した。 同（イ）について、当該容器を確認した上、劇物表示を行った。

津市農業委員会告示第2号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の下限面積に代わるべき面積を次のとおり定めた。

平成21年12月16日

津市農業委員会会長 野 田 悟

- 1 20アールと定めた地域
香良洲町、白塚町
- 2 30アールと定めた地域
美杉町、河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、芸濃町河内
- 3 40アールと定めた地域
芸濃町雲林院